

第 84 回 CDM 理事会傍聴出席報告

2015 年 5 月 30 日
一般社団法人海外環境協力センター（OECC）

概要

日時： 2014 年 5 月 25 日（月）～5 月 28 日（木）

場所： 国連キャンパス（ドイツ・ボン）

議題： 1. 議題の採択

2. ガバナンス・管理事項

3. 判定（個別案件）

4. 規制事項

5. 各種フォーラム及び関係者との関係

6. その他

7. 閉会

1. 議題の採択

1.1 オープニング

第 84 回会合では、理事 9 名、代理理事 8 名（2 名欠席）が出席し（表 1 参照）、会議が開催された。

表 1. CDM 理事会（EB）構成メンバー（2015 年 5 月 28 日時点）

地域	理事	代理理事
国連地域	アフリカ Mr. Balisi Gopolang ボツワナ	Mr. Joseph Amougou カメルーン (欠席)
	アジア 太平洋 Mr. Muhammad Irfan Tariq パキスタン	Mr. Deagyun Oh 韓国
	東欧 Ms. Natalie Kushko ウクライナ/国家環境投資庁（欠席）	Ms. Diana Harutyunyan アルメニア/自然保護省
	南米・ カリブ海 Mr. Eduardo Calvo Buendia ペルー/サンマルコス大学（副議長）	Mr. Arthur Rolle バハマ
	西欧・ その他 Mr. Martin Enderlin イス/前スイス連邦環境省	Mr. Olivier Kassi 欧州委員会/気候変動総局
附属書 I 国	Mr. Frank Wolke ドイツ/連邦環境庁	Mr. Piotr Dombrowicki ポーランド
	Mr. Lambert Schneider（議長） ドイツ/前エコ研究所	Mr. Kazunari Kainou 日本/（独）経済産業研究所

	Mr. Washington Zhakata ジンバブエ/環境観光省	空席 ¹
非附属書 I 国	Mr. José Miguez ブラジル／科学技術省	Mr. Maosheng Duan 中国/清華大学エネルギー経済研究所
小島嶼国連合	Mr. Hugh Sealy (議長) グレナダ/セントジョージ大学	Mr. Amjad Abdulla モルディブ/環境エネルギー水資源省

※ 登録オブザーバー：合計 1 名（海外環境協力センター（OECC））

1.2 議題の採択

標準化ベースラインに関する追加議題の提案、DOE から提出された機密書簡に関する討議の追加が提案され、今次会合での議題が採択された。

2. ガバナンス・管理事項

2.1 メンバーシップに関する事項 (Agenda item 2.1)

議題について、メンバー間で利害対立がないことが確認された。

2.2 戦略計画・方針 (Agenda item 2.2)

CDM の簡略化と合理化 (会議録 Paragraph 6)

【背景】

CMP のマンデートにより、CDM 簡略化と合理化を行い、各手続きに係る諸経費の軽減、付加価値の追加を目指す。EB82においては、ワークショップの開催、制度文書の見直し（2015～2016）を行うことを検討した。また事前に行われたパブリックインプットにおいては、12 のサブミッションがあり 63 か所に係るコメントがあった。

【討議内容】

CDM の簡略化と合理化に向け、以下の項目に係る検討を行った。

- (a) プロジェクト／プログラム登録及び実施に係る必要事項
- (b) バリデーション・検証の必要事項
- (c) 登録・発行・登録後の変更やクレジット期間サイクルの見直し
- (d) 方法論・標準化ベースライン開発・改定・明確化プロセス
- (e) 第三独立機関によるバリデーション・検証
- (f) その他

今後 EB87 (2015 年最後の EB 会合) までに緊急の事項について、それ以外は 2016 年に修正を行うことが、事務局により提案された。パブリックインプットでは各制度文書の整理、LoA、発行期間、CPA、モニタリング、バリデーション・検証、登録と発行、登録後の

¹ Mr. Qazi Ahmad 氏が 2015 年 1 月 22 日付で辞任しており、新しい代理理事が決まるまで空席となっている。

変更、方法論開発、認定等についてのコメントが得られ、概要について事務局から説明があった。これらの事項について、CDM 理事会から指示を求めた。

【結論】

CDM 基本概念を維持しつつ、簡略化及び合理化を進めるべきであるが、簡略化を推し進めすぎると逆に手間や費用が掛かる恐れがあること、環境十全性は維持すべきということを確認した。ワークショップは目的や経費等の理由から行わない方向で調整することになった。また上記 (a) ~ (f) に係り、今後の検討項目を以下のように定めた。

- (a) →追加性デモンストレーションの精度と時間/コスト効率のバランス、モニタリングに係る高い柔軟性
- (b) →バリデーション手段の簡素化、PoA 及びプロジェクト活動に係る検証の重要性、DOE への制限に関する事項の整備
- (c) →プロジェクトサイクルのタイムラインや手順の見直し、環境リスクの少ないプロジェクト活動及び PoA におけるプロセスの容易化、登録後の変更に関する承認手順の確認と合理化
- (d) →方法論及びツールをより使いやすいように修正し、新規もしくは改定方法論及び標準化ベースライン開発に対する手順整理と合理化
- (e) →品質保証対策、認証手続き及び国際基準との相乗効果

PoA に対する規制の統合と合理化（会議録 Paragraph 8）

【背景】

CMP10 は、PoA に係る規制の合理化の検討、管理規制の整備を要請し、さらに CMP9 及び CMP10 において、具体性に係るコンセプトの再検討、登録の簡略化、同一の DOE によるバリデーションと認証について検討することを要請した。EB82 において、事務局により提示されたコンセプトノートを検討し、パブリックインプットを行うことが決定された。上記（CDM の簡略化と合理化）の通り、12 のインプットが得られている。

【討議内容】

現行の問題点としては、状況に応じて PS/VVS/PCP の規制対象が異なる（PoA, CPA、もしくは両方）こと、CPA に対する適用性が明確でないこと、一般 CPA と特異的 CPA への適用性が明確でないことが指摘されている。従って PoA のための PS、VVS、PCP を作成すると共に、今次会合において、PoA のための PS/VVS/PCP 統合版作成、更に作成プロセス、CDM の簡略化と合理化プロセスとの同期化について、理事会の承認を得ることを目的とした。

【結論】

事務局に対して該当文書の構成に係るオプションを提示するように求めた。またその構成については DNA などの利害関係者に意見を聞くように事務局へ求めた。

他の分野における CDM 構造基盤の利用（会議録 Paragraph 9）

【背景】

EB81 は CDM の基盤構造を有効利用すべきとの認識から、他の分野での利用方法について、事務局へコンセプトノートを作成するように要請した。

【討議内容】

今後どのように CDM 基盤構造が他の分野へ応用できるかを検討し、これまでの事例を基に、今後の対応について検討した。

事務局からは、既存の CDM 基盤構造としては、方法論的標準、バリデーションと登録、自主的な持続的開発、モニタリングと報告、検証、発行、自主的取消、CDM 登録、認証などが挙げられた。また比較的新規の CDM 利用例としては、クライメート・ファイナンスや結果に基づいたファイナンスなどが提示された。

【結論】

今後のアウトリーチ内容、フィードバック、その他取組の方法について、内容が非常に近い議題「CDM に対する需要の育成」(Nurturing Demand for CDM)と統合して今後対応を協議していく。

制度文書の有効性（会議録 Paragraph 10）

【背景】

コンプリートネスチェックにおいて否決されたプロジェクトに対し、登録と発行の再提出に係る検討が行われている。EB82において理事会は、事務局に現状を正確に把握することを目的としたコンセプトノートの作成を求めた。

【討議内容】

今次会合では現行のルールや実施状況、オプションの検討を目的としたコンセプトノートが事務局から提示され、施行日、猶予期間、再提出に係る有効性、またこれら問題点に対する解決策の提案がなされた。事務局から提案された解決策として、(a) 提出における編集上の問題と一貫性の徹底、(さらに／または) (b) 不完全性により否決された日から 28 日以内の再提出を認め、その際には同じ版の文書の使用を認めることとするという、ふたつのオプションが提示された。

【結論】

事務局が準備したコンセプトペーパーの情報内容が不完全であったこともあり、オプションの選択には至らなかった。結果、現在与えられているオプション(a) (b)に加え更なるオプションを検討し、その際には正確な説明を加え、継続検討となった。

クライメート・ファイナンス機関によるプロジェクト評価（会議録 Paragraph 11）

【背景】

CER 價格の低下により、プロジェクトの実施が不可能もしくは GHG 排出削減量が期待できないプロジェクトが多くある。クライメート・ファイナンス機関においては、結果に基づくファイナンスを実施しており、これを利用することによって行き詰っているプロジ

エクトを再開させることができるとなるため、CDMにおいても協力して取組を行うことが決定している。対象プロジェクトを決定するためには機能的な情報（例えば近年 CER の発行の要請がない等）や、CDM 開発者に対する中立的な調査による情報収集を行うことが必要であり、またさらにファイナンシャル機関への聞き取りを行うため、コンセプトノートを準備することが EB82 において決定している。

【討議内容】

プロジェクト基準を定めるための機能的な情報と、その情報収集の方法に係り、事務局が作成したコンセプトノートに基づき協議を行った。情報収集については、ファイナンシャル機関が必要とする情報の見直し（入手が困難な情報、利用可能な情報）、質問票を通じた情報収集、必要な情報の提示について、事務局から提案があった。

【結論】

理事メンバーからは収集した情報提供のためのデータベース作成等に係る経費について懸念が出たものの、それほど多くはかかるない見込みとの報告が事務局から出された。一連の議論から、調査はプロジェクト参加者にのみ行う（DOE などは含めない）、その結果をまずは理事会に提示し、その後どのように第三者機関へ公開するか検討する、データベースに関しては案を事務局の方でよく検討し、後日理事会に報告すること、また予算に係るイントロダクションレポートを作成するとなった。

DNA に対する持続可能な開発ベネフィットのためのガイドツール（会議録 Paragraph 12）

【背景】

CMP9 は理事会に対して DNA 支援に係るガイドツール（持続可能な開発ベネフィット）の開発を求めていた。そのため理事会は DNA フォーラムを通じてガイドツールの在り方について検討を行った。その後、事務局はコンセプトノートを作成し EB80 において協議が行われている。更に理事会は実施計画の作成を事務局に求め、その実施状況を理事会にて報告することを求めた。

【討議内容】

実施計画について事務局から提案が出され、理事会からの承認を求めた。

【結論】

事務局からの報告について理事会は留意した。またツールの名前を「best-practice guidelines for monitoring sustainable development benefits」から「good-practice guidelines for monitoring sustainable development benefits」へ変更することになった。

2.3 パフォーマンス管理（Agenda item 2.3）

CDM 理事会作業計画 2015（会議録 paragraph 15）

【背景・討議内容及び結論】

前回の EB での議論結果を受けて、7 つの新たなマンデート、8 つの追加成果物などを含

めた 9 つの変更を CDM 理事会作業計画 2015 に追加されたことが事務局より報告された。またこの変更について、理事メンバーは留意した。

CDM に対する需要の育成（会議録 Paragraph17）

【背景】

2014–2015 年 CDM 事業計画において、CDM 需要の拡大政策と CDM への参加促進を目標として掲げている。EB81において、理事会は事務局に対して本事項に係る定期的な活動報告を求めている。

【討議内容】

今次会合では 2015 年 1 月～4 月までに行われた IGO との取組、コンプライアンス市場に係る政策決定者／利害関係者への支援、自主的取消ツールの開発、補助機関会合（SB）への援助について、事務局から報告があった。各取組の内容は以下の通り。

IGO との取り組み：ICAO（航空）、IMO（海上輸送）への炭素市場への参入支援、国連機関のクライメートニュートラルへの取組、世界銀行による PAF 及び Ci-Dev を通じた CDM 利用、緑の気候基金（GCF）との共同取組、国際ファイナンス機関との共同取組、ISO との取組

コンプライアンス市場に係る政策決定者／利害関係者への支援：メキシコや南アフリカにおける炭素税システム導入に係る支援、韓国国内における排出量取引における CER 利用、NAMA や INDC への CDM 利用に係る各国への助言（カンボジア、インドネシア、トリニダートバコ、他 10 か国のアフリカ諸国）、COP21 に向けた緩和野心への CDM 利用に対する各国への助言（豪、加、EU、独、ノルウェー）

自主的取消ツールの開発：EB85 におけるツール概要を提示予定、クライメート・ニュートラルの先駆者（種々のセクター、FIFA やオリンピックなどの世界的なイベント、親善大使等）への働きかけ、クライメート・ニュートラル・デイ（9 月 22 日）での取組の周知、COP21 との協調

SB への支援：ADP2-8 における報告

以上項目に対し、IGO の CER 利用に係る障壁についての報告と理事会への情報提供、メキシコ、南アフリカ、韓国に対して行った支援に関する理事メンバーへの情報共有、IMO への働きかけの目的、クライメート・ニュートラルの定義（カーボンニュートラルとの違い）、国連ファイナンシャル機関における CER 利用における詳細な情報提供、GCF への更なる協力要請などについて、コメントがあった。

【結論】

事務局からの報告及び理事からの各コメントに対して、留意した。

市場及び政策開発（会議録 paragraph 13）

【背景】

理事会は市場や政策に係る重要な活動について定期的に情報収集を行い、今後の政策決定に活用することを目的とする。

【討議内容】

事務局から、CER 需要、ボランタリ市場の報告、CDM の投資利用、CDM 登録解除手順に係る事項、INCD と市場メカニズム、他の市場開発、国内 CDM 利用等について報告があった。また韓国において行われている間接的な CER の利用についての説明がされた。(図 1 参照)

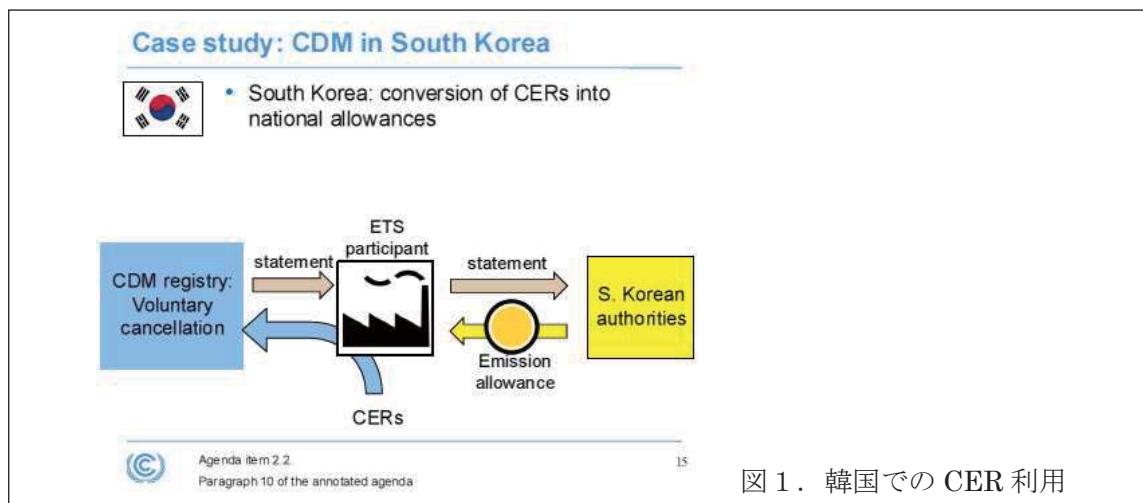


図 1. 韓国での CER 利用

【結論】

理事会は事務局からの報告に対し、留意した。

3. 個別案件

3.1 OE 認定 (Agenda item 3.1、会議録 Paragraph 21～)

1) 自主的取消

- ・ Colombian Institute for Technical Standards and Certification (ICONTEC), E0024 (スコープ 4, 5, 10、25)
- ・ Germanisher Lioyd Certification GmbH (GCL), E-0042, (スコープ 2, 4, 5, 7–10, 15)

3.2 プログラム活動 (PoA) (Agenda item 3.2)

1) PoA登録件数

2015年5月28日現在、PoAの登録件数は合計281 件（参加CPA 数：1,863）に達した。

(PoAの登録情報：<http://cdm.unfccc.int/ProgrammeOfActivities/>)

2) CER発行件数

2015年5月28日現在、2,812,003 CERsが発行された。（CERの発行状況：
http://cdm.unfccc.int/Issuance/cers_iss.html）

3.3 CDM 登録 (Agenda item 3.3)

2015年5月28日時点で、登録済みCDMの件数は合計7,642件に達した。(CDM登録状況：<http://cdm.unfccc.int/Projects/>)

3.4 CER 発行

2015年5月28日時点で、発行済みCERは合計1,594,008,879CERsとなった。(CERの発行状況：<http://cdm.unfccc.int/Issuance>)

一方、2015年5月28日時点で、3,022,372CERsが自主的取消された。(自主的取消の状況：https://cdm.unfccc.int/Registry/vc_attest/index.html)

4. 規制事項

4.1. 基準/ツール (Agenda item 4.1)

PDDなしでの方法論改定に対する要請 (会議録 Paragraph 28)

【背景】

方法論の改定があった場合において、プロジェクトに特別な案件でなければ、PDDの提出の必要性は求められていない。昨年既に理事会においてPDDなしでの方法論改定について検討を実施しているが、CMP10において更なる検討が求められている。

【討議内容】

今次会合において承認された方法論のPDDなしでの改定について検討を引き続き行う。事務局が作成したコンセプトノートにおいて、必要な手順、評価方法((承認)大規模CDMの方法論改定、(承認)小規模CDM方法論改定)、実施の可能性等について検討が行われている。

【結論】

理事会ではPDDなしでの方法論改定は可能であるという結論に至り、CMP11へ要請する事が決定した。

標準化ベースライン：5か国における埋立地ガスの回収とフレアリング (会議録 Paragraph 29)

【背景】

標準化ベースラインに関し、5か国（サントメ・プリンシペ、ドミニカ共和国、アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、グレナダ）から提出からされている案件について、方法論パネル、小規模プロジェクト作業部会において検討を続け、今次EBにおいて承認を求めている。

【討議内容、結果】

前回までに指摘されていた部分について事務局などにより更に検討が行われ、今次会合にて2回にわたり討議が行われた結果、理事会の承認が得られた。

CDM 理事会決定及び文書化枠組改定に基づいた文書の再分類（会議録 Paragraph 30, 会議後 annex 6, 7, 8, 9）

【背景】

EB77において、「CDM 理事会決定と文書化枠組」が採択されちる。同時に事務局に対して文書の再検討と再分類を 2015 年 1 月 1 日までに行うことを求め、EB81において、この期限を 2015 年 6 月 1 日までに延長することを決定し、EB83において 4 つの文書の再分類について採択をしている。

【討議内容】

今次会合において新たな再分類文書に係る提案が行われた。特に方法論ガイドラインとしてきた文書はその機能からツールとして扱うべきとの見解より、方法論ツールとして今後扱うこととすることが提案された。

再分類にかかり、適用性などの情報が不明瞭になった部分があるため、参照をきちんとつけるべきとのコメントが理事会からあった。

【結論】

今次会合 2 回目の討議において、修正されたドラフトが事務局から提示され、結果理事会により採択された。

4.2 手順関連（Agenda item 4.2）

明確さ、一貫性、分かりやすさを強化した制度（会議録 Paragraph 31）

【背景】

CMP8 のマンデートとして、明確さ、一貫性、分かりやすさに係り制度を改善することが求められている。また EB76 において採択された「CDM 理事会決定と文書化の枠組み」とも連動し、取組が進められている。本議題は内部での品質管理 (QC) の向上のために、理事会が事務局に求めている定期的な報告に基づくものである。

【討議内容】

一般的な文書（基準、手順、ガイドライン、方法論、ツール等）や他のオフィシャル文書の改善を目指し、今次会合ではこれまでの事務局の取組について報告があった。特に事務局内のリソースの再割り当て、規則や他の文書のドラフティング訓練、一般文書に係る既存 QC 実施の見直し、一般管理プロセスの強化などの取組が継続して行われているとの報告があった。このような取り組みにより、文書改定の頻度を削減でき、また手続き経費の削減が期待できる。

【結論】

このような取り組みは非常に効果的であるとの理事メンバーからコメントがあり、事務局からの報告に対し理事会は留意した。

標準化ベースラインの開発、改訂、明確化と更新に係る手順（暫定版）（会議録 Paragraph 32、会議後 Annex 10）

【背景】

EB76において、標準化ベースラインの開発、改定、明確化及び更新に係る手順の見直しを検討し、EB78においては事務局が作成したコンセプトノートから方法論やツールの見直し要求のための基準について検討した。その後 EB83において、改定手順の第一ドラフトが事務局により提示され、さらに 4 つの項目（方法論参照がない提案標準化ベースライン、標準化ベースラインにかかる QA/QC や関連基準・ツール・ガイドライン遵守に係る検証、理事会での承認、検討プロセスや逸脱性）にかかり継続検討となっていた。

【討議内容】

今次会合において、事務局から修正されたドラフト標準化ベースラインの開発・改定・明確化と更新に係る手順が示され、今次会合において理事会での採択と、2015 年 9 月 1 日からの施行を目指す。

修正は、提案標準化ベースラインの提出様式の改定、逸脱性を含めた標準化ベースラインの提出方法、アセスメント報告のスコープ、暫定標準化ベースラインの EB メンバーへの共有など 14 項目に及ぶ。

理事会からは 9 月 1 日施行とした理由と、方法論の提示に関する質問があり、事務局からは様式作成のための時間確保のために 9 月 1 日施行したこと、また複数の方法論が関与しているため方法論に関する記載は敢えてしていないという旨が説明された。

【結論】

2 日間に及び討議の結果、文書に変更が加えられたのち理事会の承認を得た。

利害関係者との協議プロセスの改善（会議録 Paragraph33）

【背景】

EB69 及び EB70において、地域利害関係者協議(LSC)、グローバル利害関係者協議(GSC)に係り、利害関係者との協議プロセスが検討されている。2011 年において行われたパブリックインプット、2012 年に行われたラウンドテーブル協議を経て継続検討されている。

【討議内容】

本議題は利害関係者の参加、LSC と GSC における透明性、明確性、効率性の確保、さらにプロジェクト参加者や CME、DOE に対して、協議実施にかかる必要事項などを明確にすることを目的としている。LSC プロセス、GSC プロセス等への提案に係り、理事会メンバーにおいて検討し、関係制度文書の改定に関する承認を今次会合にて求めている。すでに Carbon Watch、DOE フォーラムによりコメントを得ている。

前回の会議録の記載内容において、理事会と事務局の理解に一貫性がなく、討議する意味そのものに対し理事メンバーから疑問が挙げられた。また本議題が EB70 から今次会合までの長期間にわたり討議されなかつたことに対し、事務局への対応改善が求められた。

【結論】

EB86 までに本議題に係る実施的な計画を含め、コンセプトノートを修正することが理事会より求められた。また他の遅延議題がないか調査し、議長と副議長へ調査報告することが求められ

た。

4.3 政策関連 (Agenda item 4.3)

モニタリング報告書発行ルール (会議録 Paragraph 35)

【背景】

モニタリングレポートの取り下げに係り、E-mail を通じた申請ができるようにステークホルダーから意見が提出された。(現行では DOE を通して申請することになっている。) 理事会はこの件に関して事務局に検討することを要請するとともに、本件を提出したステークホルダーから更なる背景について情報を収集することを求めた。

【討議内容】

今次会合において提案プロセスが可能かどうか検討した。本件は DOE の変更が可能かどうかかも検討することも背景に含まれている。これに対して、新しい規制の PCP への導入、PCP での説明、内部チェック (an internal due-diligence check) にかかり提案がされた。

理事メンバーからは新しい規制の導入することには賛成だが内部チェックについての更なる説明を求める、環境十全性に係り DOE とも検討すべきとの意見が上がった。

【結論】

DOE と PP の両方にアプローチし、検討を続けることになった。

5. 各種フォーラム及び関係者との関係

DOE フォーラムからの報告

【討議内容】

Werner Betzenbichler 氏 (DOE/AIE フォーラム議長) が今次会合における議題に係り、会合初日に DOE からの意見を述べた。

- モニタリングリポートの取り下げについて (Annotated agenda paragraph 27)
公平さの欠如に係る懸念、DOE による取り下げの承認、既存努力への考慮、環境十全性 DOE フォーラムと CDM 理事会との契約保護に係る検討が必要である。
- CDM の単純化と合理化に関して (会議前 Annex 1 と 2)
有益な意見であるが M&P レビューと時間的な整合性確保、DOE との調整の必要性、利害関係者へのワークショップの開催が必要である。
- CDM の他分野への応用 (会議前 Annex 3) Placeholder
- 再提出に係る妥当性
DOE は提案されている 2 つの案に対して支持する
- 標準化ベースラインの開発、修正、解説、改定に関して (会議前 Annex 12) Placeholder
- 利害関係者とのコンサルテーションプロセスの改善 (会議前 Annex 14)
最初の 2 つのオプションに関してはファイナンシャル的な問題等がある

その他 DOE から提案や意見として、以下が挙げられた。

- 認定機関に係る費用対効果に関する問題を提起したが、それらに係る解決策の考慮がされていない。
- スコープに対する方法論引用に係り、技術的な側面において矛盾が生じている

【結論】

上記の DOE からのコメントをうけて今次会合で検討を行う。

DNA フォーラム共同議長の報告

【討議内容】

以下に係る報告が DNA フォーラム共同議長 Juan Carlos Monterrey 氏から報告された

- CDM 低迷に係る懸念と、CDM のリフォームを要請
- NAMA、INDC 及び CDM との連携
- RCC (Regional Collaboration Center) の利用、役割の見直しと拡張 (国内市場、NAMA、INDC に対しての役割) を進めるべき
- グローバル DNA フォーラムと CMP の Back to back での開催の要請
- 標準化ベースラインの開発に係る事務局による支援が必要性

【結論】

DNA からの統一された意見の提供が必要であり、文書として理事会へ提供すること、CDM への失望と RCC の役割を拡張要請に係る矛盾点等の指摘、DNA に係る議題を掲げて検討するべきとの意見が理事メンバーら挙げられた。

登録オブザーバーからのインプット

【討議内容及び結論】

登録オブザーバー (OECC) より、PS, VVS, PCP のリバイズが検討されていることに対して、これらの頻繁な修正に対する懸念、及び炭素市場に係る情報のよりわかりやすい提示を求めた。それに対して、理事会からは PS, VVS, PCP の修正には長期の猶予期間を検討していること、また炭素市場に係る事務局からの情報を参照することが提案された。

利害関係者、DNA、AE および DOE からの活動に関する情報

【討議内容及び結論】

アフリカ WS、カーボンファイナンス、カーボンフォーラムが行われた。5月5日にはテレカンファレンスが行われたとの報告が事務局からあった。

7. 閉会

今次会合においての会議録に対し理事メンバーの承認を得て、EB84 を閉会した。

以上

(報告者 : OECC 松田英美子)